

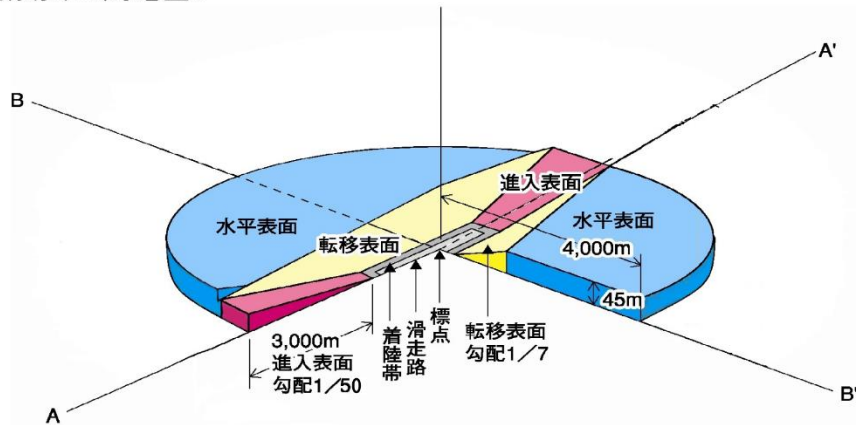


航空自衛隊岐阜基地の岐阜飛行場周辺における物件等の制限

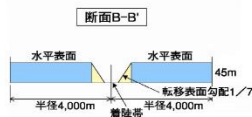
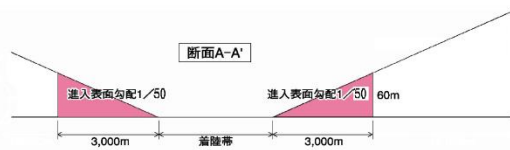
1. 制限表面の設定

航空機が安全に離着陸するためには、空港周辺の一定の空域を障害物が無い状態にしておく必要があります。このため、航空法において、次のような制限表面を設定しております。

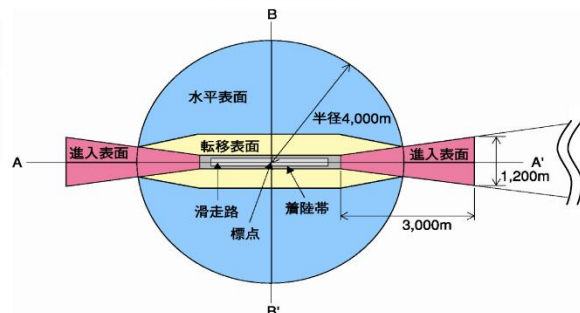
<制限表面概略図>



<断面概略図>



<平面概略図>



進入表面

着陸帯に対して航空機の離着陸する方向に50分の1の勾配で設定されており、その投影面が着陸帯端から長さ3,000m、末端の幅が1,200mで囲まれる平面のこと。(飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令第3条、第4条)

水平表面

飛行場周辺上空の一定水平面に設定されており、飛行場の標点の垂直上方45mの点を中心として半径4,000mの円柱で囲まれる平面のこと。(航空法第2条第8項)

転移表面

滑走路に平行な方向で着陸帯の長辺の外側上方7分の1の勾配で設定されており、その末端は水平表面と接線する平面のこと。(航空法第2条第9項)

2. 物件の制限等

航空法の定めにより、上記の制限表面の上に出る高さの建造物、植物その他の物件について、これを設置し、植栽し、又は留置することは禁止されています。(航空法第49条)

物件等の中には、建物、避雷針、無線やテレビのアンテナ設置、電線・電信柱、クレーン・足場等の設置、樹木などがあり、アドバルーンや打ち上げ花火なども対象となります。